

農林水産省令和4年度
新事業創出・食品産業課題解決対策事業
「国際標準添加物の利用促進事業」

海外油脂規制研修会

「加工食品の輸出における油脂の海外規制について」

2023.1.17

一般財団法人食品産業センター
国際標準添加物の利用促進事業 事務局

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

国を挙げて、農林水産物・食品の輸出拡大を推進。法改正、金融、税制、予算を含めた支援体制を検討。

○農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

(令和4年12月5日改正 令和2年11月30日、3年12月21日、4年5月20日)
農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議)

- 1 日本の強みを最大限に発揮するための取組
 - ①輸出重点品目と輸出目標の設定
 - ②輸出重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標・手段の明確化
 - ③品目団体の組織化及びその取組の強化
 - ④輸出先国・地域における専門的・継続的な支援体制の強化
 - ⑤JETRO・JFOODOと認定品目団体等の連携
 - ⑥日本食・食文化の情報発信におけるインバウンドとの連携
- 2 マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押し
 - ①リスクをとって輸出に取り組む事業者への投資支援
 - ②マーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成・展開
 - ③大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸物流の構築
 - ④輸出向けに生産・流通を転換するフラッグシップ輸出産地の形成
 - ⑤輸出を後押しする農林水産事業者・食品事業者の海外展開の支援
- 3 省庁の垣根を超え政府一体として輸出の障害を克服
 - ①輸出先国・地域における輸入規制の撤廃
 - ②輸出加速を支える政府一体としての体制整備
 - ③輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
 - ④日本の強みを守るための知的財産対策強化
- 4 国の組織体制の強化

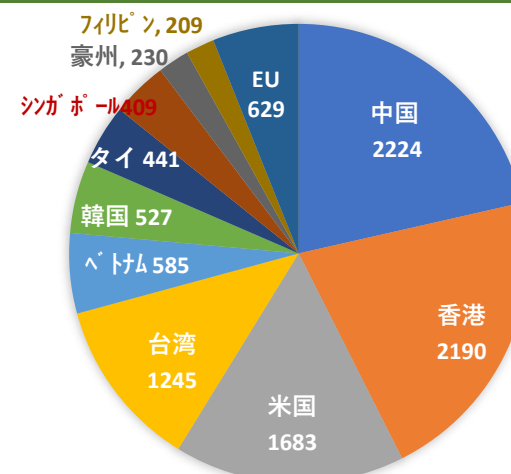
輸出重点29品目

農産物	牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳・乳製品、果樹(りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、いちご)、野菜(かんしょ、その他)、切り花、茶、コメ・パックご飯・米粉・米粉製品
林産物	製材、合板
水産物	ぶり、たい、ホタテ貝、真珠、錦鯉
加工食品	清涼飲料水、菓子、ソース混合調味料、味噌・醤油、清酒、ウイスキー、焼酎

農林水産物・食品の輸出実績と目標 (単位：億円)

	2019 実績	2020 実績	2021 実績	2025 目標	2030 目標
農産物	5878	6560	8043	13000	33000
うち加工食品	3271	3740	4595	--	20000
林産物	370	381	570	1000	2000
水産物	2873	2276	3016	6000	12000
合計	9121	9217	12385 少額貨物 756含む	20000	50000

輸出先の国・地域別内訳 2021年実績 (単位：億円)

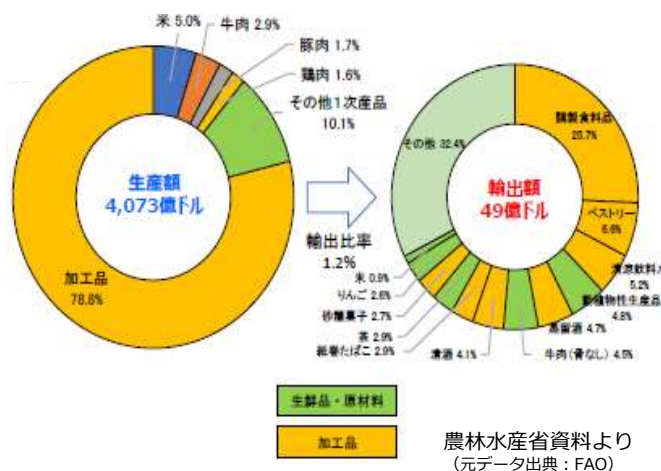


いずれも農林水産省の資料、データを基に食品産業センターで作成

加工食品の輸出

○加工食品の輸出

- ・日本の農産物・加工食品の輸出額は生産額の1.2%にとどまる。(米国11%、フランス25%)
- ・他の先進国が、それぞれの国で強みを有する産品を相当程度輸出しているのに対し、日本では、加工品を中心に輸出品目が多岐にわたり、強みを有する産品のシェアが小さい。



加工食品の輸出実績 (単位:億円)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
加工食品 合計	2355	2636	3101	3271	3740	4595
アルコール飲料	430	545	618	661	710	1146
うち、日本酒	156	187	222	234	241	401
ソース混合調味料	274	296	325	337	365	435
清涼飲料水	194	245	282	304	342	405
菓子(米菓を除く)	182	182	204	202	188	244
菓子(米菓)	38	42	44	43	45	56
醤油	66	72	77	77	75	91
味噌	31	33	35	38	38	44

財務省貿易統計のデータを基に食品産業センターで作成

加工食品の2030年輸出目標2兆円達成に向けて、

- ・重点品目:更なる輸出促進、加速。
- ・重点品目以外の品目:有力候補の選定と輸出支援体制の確立。

海外規制における現在の課題

WHOが2023年までにTFA低減を進めるように各国政府へ呼びかけている。
急速に進むPHO規制に対し、各国毎の規制確認と理解が必要である。

現状)

・農林水産省からの委託で2021年にアクセンチュア(株)が食品製造事業者に対して行った海外規制アンケート調査の結果で、**輸出拡大の障壁となっていると感じている海外規制の第3位に「部分水素添加油脂」がランクインした。**

・世界保健機関が2023年までにトランス脂肪酸の低減を進めるよう各国政府へ呼びかけている(総摂取エネルギーの1%に相当する量よりも少なくする)

※2005-2007年度 日本人のトランス脂肪酸摂取の平均的な量は、総摂取エネルギーの0.3~0.47%相当量であり2007年食品安全委員会の食品健康影響評価でも0.3-0.6%であったため、日本人の通常の食生活では健康への影響が小さいと考えられている。

・部分水素添加油脂の規制国推移 (急速に進んでいる)

2015年 7か国 ⇒ 2020年 14か国 ⇒ 2022年 46か国

【実施内容として、】

- ・輸出事業者のヒアリング・課題解決・調査
- ・主要輸出先国や地域における規制一覧表作成
- ・WHO、CODEX、EFSA、食品安全委員会の規準や解説資料の作成
- ・研修会の開催

より、正しく
理解して戴ける
ようにする



<https://www.who.int/teams/nutrition-and-food-safety/replace-trans-fat>

世界の食糧供給からトランス脂肪酸を排除するための行動パッケージ

2023年までに世界的に排除することを目標に、国の食料供給から工業的に生産されたトランス脂肪を排除するための戦略的アプローチをする。

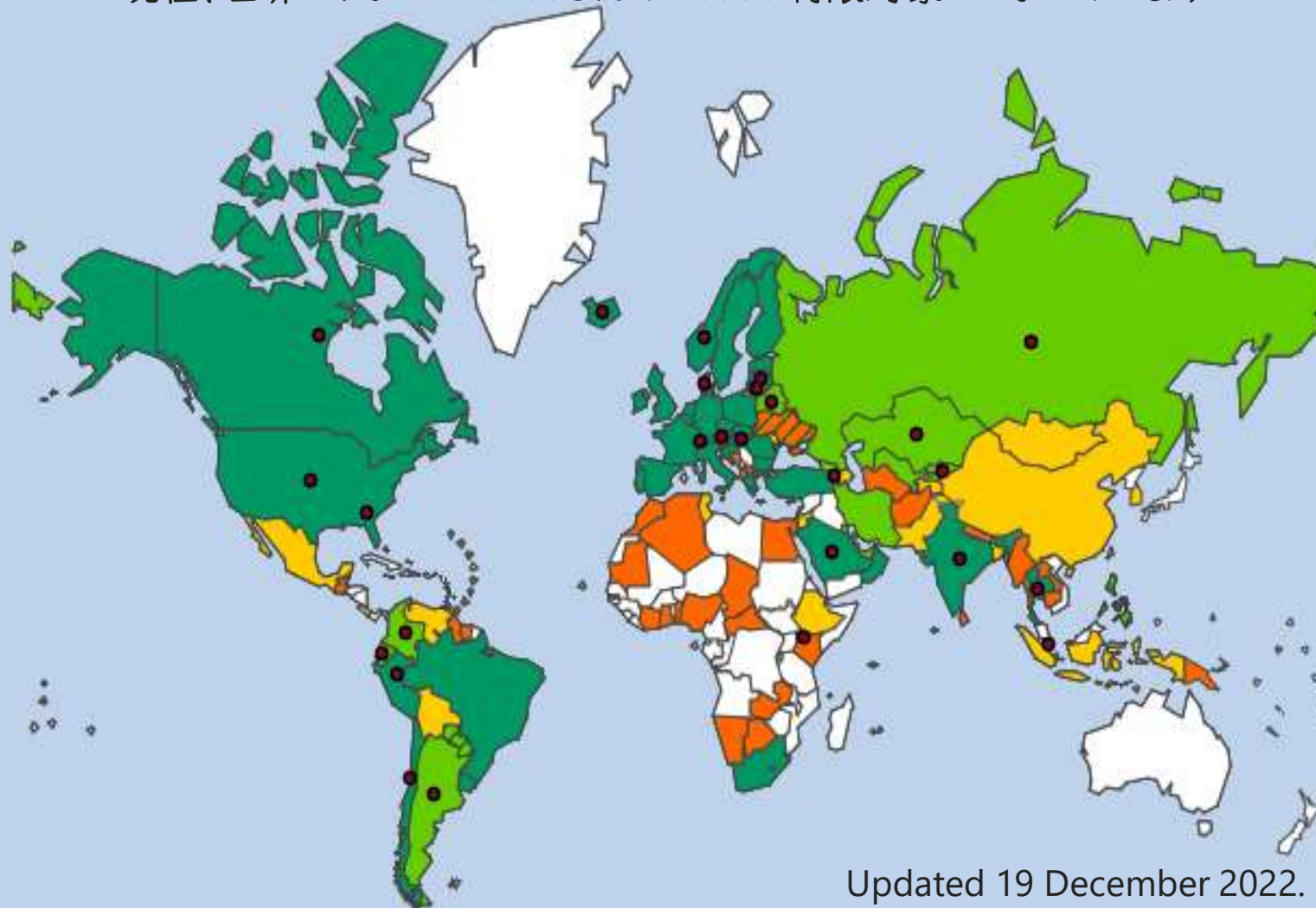
トランス脂肪酸の摂取量増加（総エネルギー摂取量の1%以上）は、冠動脈性心疾患の死亡率増加や健康への悪影響に関連しています。トランス脂肪酸の摂取は、毎年世界中で約50万人の冠動脈疾患による早期死亡の原因となっているとされています。

【行動の6つの分野】

1. 工業的に生産されたトランス脂肪酸の食事源と、必要な政策変更の状況を確認する
2. 工業的に生産されたトランス脂肪酸の代わりにより健康的な油脂に置き換えることを促進する
3. 工業的に生産されたトランス脂肪を排除するための規制措置を制定する
4. 食品中のトランス脂肪酸量と人がトランス脂肪酸をとる消費量の変化を監視し、評価する
5. 政策立案者、生産者、供給業者、及び消費者で、トランス脂肪酸の健康への悪影響の認識を高める
6. 政策と規制へのコンプライアンスを強化する

TFAカントリースコアカード（2022年12月現在）

現在、世界の人口の42.98%はTFA制限対象になっています



Updated 19 December 2022.

出典：<https://www.who.int/nutrition/gina/en/scorecard/TFA>

E U

【表示】 消費者向けまたは小売業者向けではなく、事業者間で取引される食品中のトランス脂肪が欧州連合(EU)の加盟国で水素添加油脂を原料とする食品を販売する場合には、使用した油脂が完全水素添加油脂、部分水素添加油脂のどちらであるのかを表示をしなければならない。
他に栄養表示における脂肪酸で要件を満たす場合に強調表示や原材料表示が可能。

消費者向けに販売される食品中のトランス脂肪(牛などの反すう動物の体内でできる天然由来のトランス脂肪酸は対象外)は、脂質100gあたり2gを超えないもののみが流通可能。

欧州委員会は、牛などの反すう動物の体内でできる天然由来のトランス脂肪酸を上記規制の対象外としています。

食品には動物性脂肪と植物性油脂の両方を原料とするものもあり、このような食品は天然由来のトランス脂肪酸と油脂の加工由来のトランス脂肪酸の両方を含む可能性があります。
しかし、現時点では天然由来のトランス脂肪酸と油脂の加工由来のトランス脂肪酸とを区別する方法はありません。

そこで、欧州委員会に科学的な助言を行う機関であるJoint Research Centreは、食品が上記規制に適合しているかどうかを判断する方法として、乳脂肪に含まれる酪酸や牛脂に含まれる9c, 11t共役リノール酸を天然由来のトランス脂肪酸の指標として天然由来のトランス脂肪酸濃度を推定するとともに、油脂の加工由来のトランス脂肪酸濃度を推定する方法を2021年12月に公表している。

農林水産省>消費・安全 加工・調理食品の安全確保>トランス脂肪酸に関する情報>トランス脂肪酸に関する各国・地域の規制状況> EU
https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trans_fat/overseas/eu.html

2021年4月2日施行

台 湾	タ イ	シンガポール
<p>2015年 台湾FDA 食品安全衛生管理法 第15条第1項第2号 「食用硬化油使用制限」制定</p> <p>食用硬化油には完全硬化油及び部分硬化油が含まれる。完全水素化油とは、完全に飽和又はほぼ完全に飽和するまで水素化された油を指し、ヨウ素価4以下で、食品に使用できる。</p> <p>2. 不完全水素化油(部分水素添加油脂)とは、水素化されているが完全には飽和しておらず、ヨウ素価が4を超える油脂を指し、食品に使用してはならない。</p> <p>3. 実施日は中華民国107年7月1日(製造日基準)から有効。 https://www.fda.gov.tw/tc/newsContent.aspx?id=19820&chk=937ff156-1fb6-4add-b3f1-636e912a86a4</p>	<p>2018年保健省通知第388号 部分水素添加油脂由来のトランス脂肪酸は冠動脈心疾患リスクが高める明確な科学的根拠がある。食品法第5条及び6条8項に基づき次の通り告示を発令する</p> <p>第1条 部分水素添加油脂及び部分水素添加油脂を原材料として含む食品は、製造、輸入、販売を禁止する食品に指定する。</p> <p>第2条 施行日以降のトランス脂肪の主な発生源となる部分水素添加油脂の製造販売、輸入、(輸出用の生産を含む)を禁止する。</p> <p>第3条 製造、輸入業者、流通業者は遵守する必要がある、違反の場合、6か月から2年の懲役 および5,000~20,000BHT、食品医薬品局が公表します。 しかしこれは、検査によって食品からトランス脂肪が検出されることを禁止するものではない。</p>	<p>2019年保健省(MOH) 食品規格36A 部分水素添加油脂 (1) 禁止 部分水素添加油脂を含む油脂の輸入と、部分水素添加油脂を他の油脂や包装済み食品の原料として使用することを禁止 (部分水素添加油脂を含む食品の製造・輸入・販売禁止。)</p> <p>(2) 「部分水素添加油脂」とは、水素添加工程を経て、完全に飽和していない食用脂肪または油を意味する。 ※食品製造事業者は、部分水素添加油脂が食品の製造過程で使用されないことを、また食品の小売業者や輸入業者は、製品の原材料に部分水素添加油脂が含まれていないことを保証することが必要。 https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG1?Provides=pr36A-#pr36A-</p>
2018年7月1日施行	2019年1月9日施行	2021年6月1日施行

香 港

世界保健機関(WHO)の勧告を参考に、工業生産トランス脂肪酸(IP-TFA)の主な供給源である部分硬化油を食品中の禁止物質として指定し、2023年までに世界の食料供給からIP-TFAを排除するというWHOの目標を達成することを目的としています。

一般的な国際基準と慣行に合わせるために、2021年6月11日に官報に
食品医薬品(組成および表示)(改正)規則 2021を発行 (2021年7月14日規制導入決定)

1. 部分水素添加油脂の食品への使用禁止、部分水素添加油脂を含む油脂の輸入禁止、
部分水素添加油脂を含む食品の販売及び流通の禁止

※香港で流通する全ての食品

(包装済み食品、非包装済み食品、マーガリンやショートニングなどの食用油脂)や食品添加物など
加工食品用の原料は、部分水素添加油脂を含んではならない。

反芻動物由来の天然のトランス脂肪酸のみを含み、部分水素添加油脂を含まない食品(例:生乳、天然チーズ)や、
ヨウ素価が4以下である完全水素添加油脂については規制の対象外です。

2. 水素添加油脂を含む食品表示義務

水素添加油脂を含む油脂や包装食品について、原材料表示に「水素添加油」と記載する必要
又は原材料表示における油名に「水素添加」と記載する必要

改正規則は、部分水素添加油脂を食品の禁止物質として指定することに関する規定と関連する表示および表示要件が
2023年12月1日に発効すること、
およびその他すべての規定が2023年6月1日に発効する2段階で発効します。

https://www.cfs.gov.hk/english/multimedia/multimedia_pub/multimedia_pub_fsf_182_02.html

2023年12月1日施行

各国規制についての情報掲載について

(参考文献)

トランス脂肪酸に関する情報(農林水産省)

http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trans_fat/

食品に含まれるトランス脂肪酸の食品健康影響評価の状況について
(内閣府食品安全委員会)

https://www.fsc.go.jp/osirase/trans_fat.html

トランス脂肪酸ファクトシート(2010(H22)年12月16日)
(内閣府食品安全委員会)

<http://www.fsc.go.jp/sonota/factsheets/54kai-factsheets-trans.pdf>

REPLACE trans-fat WHO

<https://extranet.who.int/nutrition/gina/en/scorecard/TFA>

【参考まで】 トランス脂肪酸関連の農水省HP更新

この度、農林水産省ウェブページ「[トランス脂肪酸に関する情報](#)」のうち、諸外国の規制状況や食品輸出に関連する以下のページを新設又は一部更新いたしましたので、ご参考まで

[フィリピン:農林水産省 \(maff.go.jp\)](#)

- ・先日当方より情報共有いたしました、フィリピンにおける加工食品中のトランス脂肪酸に関する規制の改定（部分水素添加油脂の使用禁止等）を受け、新設しました。

〈一部更新〉

[カナダ:農林水産省 \(maff.go.jp\)](#)

- ・2018年の部分水素添加油脂の使用禁止によるトランス脂肪酸摂取量の低減効果を検証する取組の状況について追記しました。

[香港:農林水産省 \(maff.go.jp\)](#)

- ・ジェットロにて、農水省補助事業の一環で2021年食品有害物質（改正）規則ガイドライン（仮訳）が作成・掲載されておりますので、参考リンクに追加しました。

[食品中のトランス脂肪酸を測定したい事業者の方へ:農林水産省](#)

- ・「1. 自社製品中のトランス脂肪酸濃度」内、栄養成分表示においてトランス脂肪酸の「0 g」表示が可能な条件が国によって異なるため、製品輸出時は注意が必要であることを追記いたしました。
- ・トランス脂肪酸に限らず、栄養成分表示における許容差の範囲に関し、製品輸出時は表示値（特に原材料からの推定値）と、実測値（輸出先国政府の分析により得られた値）との乖離に注意が必要であることを、コラムとして追加いたしました。
- ・米国のデータベースについて、新たなシステムへのリンクに更新しました。

食品製造事業者担当者の事例

事業者 : 菓子(輸出重点品目) 部署 : 海外事業 研究開発担当者
輸出先 : 台湾 商品内容 : ビスケット、キャンディ

【手順】 ◆輸出向け既存商品

- ①原材料の商品品質規格書で部分水添油脂が含まれているのか配合を見て調査する。
- ②対象の原材料メーカー全てに確認を実施する。

◆海外向け新商品

新たな原材料の採用時、必須項目として確認する。
油脂原料だけでなく、乳化剤や香料等の副剤として、含まれていないかを確認する。
(かなり多くの手間を掛けて調査を行っている。)

【低減対応】 既存品は配合変更毎に徐々に(低減)対応をしている。
トランス脂肪酸については、モニタリングを行っている。
禁止国に輸出する際は全て調査を行っている。

【切り替え対応】

国内市場で販売している商品と輸出向けは配合を変えて、
部分水素添加油脂不使用対応を実施している。(輸出時は非常に苦勞している。)

【担当者として感じていること】

荒っぽい言い方になるが、国際標準化してくれたら便利だと思っている。
乳化剤もEナンバーのものだけとか。
なるべく原材料メーカーにクリアできる油の提案を貰うようにしている。
切り替え対応は、表示上は「植物油脂」なので自然切り替え。

食品製造事業者担当者の事例 ②

事業者：茶加工製造事業者
輸出先：タイ、シンガポール

部署：海外営業部 担当者
商品：粉末プリン原料、オーレ、アイスの素

- ・原材料メーカーに『輸出をするので部分水素添加油脂は入っていますか。』と問い合わせをしたところ『輸出ならば「ヨウ素価4以下です。』と回答された。タイ、シンガポールは「数値基準が無い」ので輸出できず困っている。
- ・輸出のみでは、量が少なく、国内流通品と同じ原材料でないと商品製造ができない。国内流通品と同じ商品を輸出していたので輸出ができなくなった。最終製品で、海外の納品先から要求されたトランス脂肪酸分析をしている製品がある。(トランス脂肪酸以外に他の分析を求められるため、分析費用が10数万円はかかり対応が難しい。)
- ・国際基準と国内でズレが生じていることは大変困っている。
- ・原材料として使用している粉末油脂はクリームパウダーを帳合先から納品して貰ってるので、製造している原材料メーカーとの直接やり取りができず、帳合先からFDAに基づくとだけ回答されている。
- ・部分水素添加油脂について調査したり、規格内に入れて貰うことはロットが小さいこともあり、相談しても取り合ってもらえない。

食品製造事業者担当者の事例 ③

事業者：菓子製造事業者（商社機能保有）

部署：海外営業部 担当者

輸出先：台湾、香港、タイ、シンガポール、アメリカ

商品：クッキー、チョコレート、冷凍ケーキ

自社のブランドの商品は対応済み

協力製造工場での委託製造している商品についてはトランス脂肪酸未対応。

商品数が多く対応に困っている。

原材料を変更するとしても、商品毎の輸出の物量が少ないので、変更する場合、原料納入のロットが大きくなってしまい、製造のロットを大きくしなければならず、それがネックで対応できない。

対応した既存商品についてもきちんと調査が出来ているとは言えない。

メーカーを信じてはいるが、正直なところ、原料情報としてはあまり貰えていない。

2022年初旬に12品について切り替え対応をしたが、まだクッキーやチョコレートで課題が有ると感じている。

国内、海外とも同一配合。分析を行ったり切り替え対応ができるようにしたい。

ご清聴ありがとうございました。



なお、この資料に掲載されております、海外規制情報については、食品産業センターが作成した内容であり、その正確性および完全性、そして情報更新等に関して、いかなる保証もするものではありません。

情報をご利用される場合には、必ず皆様方でご確認を行って戴くか、皆様方でご判断の上、ご利用いただきますようお願いいたします。
万一、不利益を被る事態が生じても食品産業センターは責任は負いませんのでご了承ください。